

特別養護老人ホーム・指定介護老人福祉施設
多摩済生園利用料金表

【1カ月の利用料】

以下の、①施設介護サービス費 ②食費 ③居住費 ④日用品費に1カ月の利用日数、⑤その他には利用回数を乗じた額の合算となります。

①施設介護サービス費

(単位)

改定	従来型		ユニット型	
	前	後	前	後
要介護1	559	573	638	652
要介護2	627	641	705	720
要介護3	697	712	778	793
要介護4	765	780	846	862
要介護5	832	847	913	929

※改定前後の施設介護サービス費には加算は含まれていません。

1カ月当たりの施設介護サービス費

1. (単位数+日単位の加算×31日)+月単位の加算=Ⓐ
2. Ⓐ×介護職員処遇改善加算 0.083=Ⓑ
3. Ⓐ×介護職員等特定処遇改善加算 0.027=Ⓒ
4. Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ×地域加算 10.68 円で算出された金額に、
介護保険負担割合証記載割合を乗じた額となります。

※ⒷとⒸは四捨五入、地域加算を乗じた額は切り捨て
 ※同じ月に「施設サービス費」の合計額が利用者負担段階区分の上限額を超えた分が還付されます

当施設が届出て、算定している各種体制加算と個別加算

加算		単位	加算	単位
体制加算	日常生活継続支援加算	従来型 日 36 ユニット型 46	ADL維持等加算 I/II	月 30/60
	夜勤職員配置加算	従来型 日 13	褥瘡マネジメント加算 I/II	月 3/13
		ユニット型 日 18	再入所時栄養連携加算	1回 200
	看護体制 I (4単位)、II (8単位)	日 12	退所前後訪問相談援助加算	1回 460
個別加算	安全対策体制加算(入所日のみ)	回 20	退所時相談援助加算	1回 400
	個別機能訓練加算 I	日 12	退所前連携加算	回 500
	個別機能訓練加算 II	月 20	配置医師緊急時対応加算	回/朝夜 650
	自立支援促進加算	月 300	配置医師緊急時対応加算	回/深夜 1300
	初期加算(入所から30日まで)	日 30	入院時・外泊時加算(月6日以内)	日 246
	排せつ支援加算 I/II/III	月 10/15/20	看取り介護加算 II	
	経口移行加算(180日以内)	日 28	死亡日	
	療養食加算(6×1日最大3回)	回 18	以前31日以上45日以下	日 72
	口腔衛生管理加算 I/II	月 90/110	以前4日以上30日以下	日 144
	科学的介護推進体制加算 II	月 50	前日及び前々日	日 780
		死亡日	日 1580	

②食費 ③居住費

	食費	居住費	
		従来型	ユニット型
第4段階	1,392円	855円	3,006円
第3段階	650円	370円	1,310円
第2段階	390円		820円
第1段階	300円	0円	

介護保険負担限度額認定証

1. 低所得に該当すると食費と居住費等の一定額以上が保険給付されます。
2. 各段階の認定区分、要件等は詳しくは保険者(市役所等)にお尋ね下さい。
3. また、一部負担金や食費、居住費(の合計額の2分の1)は所得税の医療費控除の対象となります。

④日用品費 285円

⑤その他の利用料

理美容料	カット、パーマ、カラー各2,000円 顔剃り 500円
電気製品持込使用料	1点につき月500円 対象品:冷蔵庫、ポット、あんか、電気毛布、加湿器、空気清浄器
退所等に伴う処分料	粗大ごみ等で処分を委託されたときは実費を申し受けます。
文書料	○在園証明(書)、生計同一証明(書)…1通100円 ○情報開示の際のコピー…1枚10円

介護保険法による体制等加算の届出

体制加算	要件
日常生活継続支援加算	認知症高齢者が一定割合以上入所し且つ介護福祉士の資格を有する職員を一定の割合配置
夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
看護体制加算	(I) 常勤の看護師を配置 (II) 基準を上回る介護職員の配置
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
個別加算	要件
個別機能訓練加算 I II	機能訓練指導員より個別機能訓練計画を実施した場合
自立支援促進加算	医師等と連携し、自立を促す取り組みを推進した場合
初期加算	入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後 30 日間の加算
排せつ支援加算 I / II / III	排泄介助に対し、多職種が協働して支援計画を作成しそれに基づき支援した場合
口腔衛生管理加算 I / II	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、口腔ケアを行った場合
科学的介護推進体制加算 II	状態に関する情報について、厚労省に情報提供し、得られるフィードバックをもとにケアの質を高めていく取り組みを行った場合
ADL 維持等加算 I / II	ADL の変化を指標を用いて確認し、6 か月ごとの状態変化が観られた場合
褥瘡マネジメント加算 I / II	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合
経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
療養食加算	病状に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合
再入所時栄養連携加算	入所後病院に入院し退院した際に入院時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、病院の管理栄養士と連携し栄養管理に関する調整を行った場合
退所前後訪問相談援助加算	利用者の退所後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	利用者が退所し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合
配置医師緊急時対応加算 (朝夜)	医師が早朝又は夜間の時間帯に緊急時に当施設を訪問して、診療等を行った場合
配置医師緊急時対応加算 (深夜)	医師が深夜時間帯に緊急時に当施設を訪問して、診療等を行った場合
入院時・外泊時加算	入院や外泊を行った場合において、施設が提供する在宅サービスを利用した場合
看取り介護加算 II	医師が終末期であると判断した利用者について看取り介護を行った場合